

平成 27 年度（2015 年度）第 4 回国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成 28 年（2016 年）1 月 28 日 午後 2 時から午後 5 時
- 2 開催場所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室
- 3 案件 （1）吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
（2）平成 28 年度国民健康保険特別会計予算編成について
（3）その他
- 4 出席者 委員 日高政浩会長、宮本修会長代理、一圓光彌委員、足立泰美委員、
御前治委員、友田光子委員、村田英治委員、田尾貞躬委員、
鶴崎憲治委員、和田季之委員
欠席委員 川西克幸委員、千原耕治委員、大森洋子委員、西田宗尚委員
事務局 太田勝久副市長、平野孝子福祉保健部長、堀保之国民健康保険室長、
山口敏彦参事、大重寛孝参事、古田義人参事ほか
- 5 署名委員 足立泰美委員、鶴崎憲治委員
- 6 議事

（会長）それでは、平成27年度第4回国民健康保険運営協議会を開会します。本日の署名委員を指名させていただきます。足立委員、鶴崎委員の2人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。本日は、太田副市長が出席されておりますので、あいさつを受けたいと思います。

（副市長）副市長の太田でございます。委員の皆様方には、公私何かと御多用のところ、先週に続きまして、第4回国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、国保事業の運営につきまして、格別のお力添えを賜っておりますことに、重ねて厚くお礼申し上げます。本日の協議会におきましては、前回に諮問させていただきました、「国民健康保険条例の一部改正」及び「平成 28 年度国民健康保険特別会計の予算編成」につきまして御審議をいただくところでございます。引続き御議論を賜り、本日御答申をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願申し上げます。

（会長）ありがとうございました。本日の議事の流れでございます。前回運営協議会で、市長から諮問のありました2点についての討論を行います。その後「保険料徴収業務の改善提案」についての意見書の取りまとめを行います。本日は討論すべき議題が多いので、効率的な議事運営に御協力お願いいたします。それでは前回諮問のありました「1 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」及び「2 平成28年度国民健康保険特別会計予算編成について」につきまして、引続き議論を進めてまいりたいと思います。まず、議題1「吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局から議題1に関する追加資料の説明をお願いいたします。

（事務局）それでは、委員要求資料について御説明申し上げます。資料1を御覧ください。H委員から要求のありました軽減判定世帯の世帯人数ごとの割合、現行・改正案でござい

ます。左の表は、現行の軽減判定所得における世帯数を1人世帯から5人世帯と6人世帯以上となっております。軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減及び軽減世帯数の合計、総合計をお示ししております。また右の表は、今回条例改正案による軽減判定所得が改正された場合の世帯数をお示ししております。例えば、左の表の2重線で囲っている軽減世帯数の1人世帯は、1万5,516世帯、31.28パーセントですが、改正後の表では1万5,562世帯、31.37パーセントということで、46世帯0.09ポイント増加していることが見て取れます。このように、軽減判定所得が拡充することにより、世帯人数ごとにそれぞれ軽減世帯数が増加するということとなります。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは議題1につきまして、先ほどの追加資料を含めて何か御意見、御質問はございますか。

(会長) ないようですので「1 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」について承認をしようと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(会長) それでは、諮問1につきまして承認としまして次に進めます。続きまして議題2「平成28年度国民健康保険特別会計予算編成について」を議題とします。事務局から議題2に関する追加資料の説明をお願いいたします。

(事務局) 引続きまして、資料2の2ページと3ページを御覧ください。A委員から要求のありました北摂各市の過去10年間の一般会計繰入金・繰入率についてお示ししております。平成17年度から平成26年度までの財政状況として、上から、北摂各市の被保険者数、国民健康保険特別会計歳入決算額、一般会計繰入金、そのうちの法定外繰入金、決算額のうち一般会計繰入金の割合、同じく法定外の繰入金の割合、続いて一人当たりの一般会計繰入金の額、一人当たりの法定外繰入金、最後に一人当たりの単年度実質収支をお示ししております。例えば、吹田市の平成26年度の一般会計繰入金は、約39億3,400万円、うち法定外の繰入金は約8億2,800万円、割合は10.85パーセント、法定外の割合は2.28パーセント、一人当たりの一般会計繰入金は4万7,007円、うち法定外の繰入金は9,894円となっております。続きまして、4ページから6ページの資料3ですが、A委員、B委員、E委員から要求のありました過去10年間、平成17年度から平成26年度までの北摂各市の財政指標等の推移と国民健康保険料等でございます。単位は人又は百万円で、上から住民基本台帳の人口、歳入歳出合計額、実質収支と実質収支比率、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、地方債現在高と対標準財政規模の割合、新規発行額、財政調整基金の額をお示しし、国民健康保険特別会計としては、歳入決算額、一般会計繰入金、一般会計繰入金の割合、一人当たりの繰入金の額、次年度繰越額、保険料一人当たりの調定額をお示ししております。続きまして、7ページから10ページの資料4ですが、B委員から要求のありました国民健康保険の都道府県化の具体的資料でございます。7ページでは、平成27年5月に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要でございます。四角で囲んだところで、持続可能な社会保障制度の

確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるとあり、財政支援の拡充等による国民健康保険の安定化、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、負担の公平化等を概要としてお示ししております。8ページでは、平成30年度に向けた医療保険制度改革の主要事項のスケジュールをお示しし、9ページでは現在も低所得者対策強化のため実施されている1,700億円の財政支援に加え、平成30年度からさらに約1,700億円の公費拡充による国民健康保険制度の安定化の概要をお示ししております。10ページでは、平成30年度から実施される都道府県化の概要をお示ししております。四角で囲んでいる部分で、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、資格管理、保険給付、料率の決定、賦課徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引続き担うとあります。現行は各市町村が各個別に運営していたものを改革後では都道府県が財政運営責任を担うなど中心的な役割として、制度を安定化させるものでございます。11ページから14ページの資料5では、C委員から要求のありました平成28年度歳入・歳出予算案の内訳でございます。11ページの上の表では、予算科目である款ごとの歳入歳出予算の金額及び全体からの割合をお示しし、それを円グラフにしたものでございます。主な割合の中で、(1)の国民健康保険料は歳入のうち約80億円、18.8パーセント、(4)の国庫支出金が約72億円で16.9パーセント、(6)の前期高齢者交付金は、65歳以上の被保険者の偏りによる医療保険者間の財政調整を行うために、被用者保険から拠出いただき市町村国保に交付されるもので、約103億円で24.1パーセントとなっております。前期高齢者交付金は、歳出の(4)で前期高齢者納付金等として、吹田市でも約223万円拠出してありますが、被用者保険側から103億円交付されていることとなります。(8)の共同事業交付金は約97億円で22.6パーセント、(9)一般会計繰入金は約40億円で9.3パーセントとなっております。主な歳出は、(2)の保険給付費が約251億円で58.5パーセントを占め、(3)の後期高齢者医療制度を支援するために拠出する後期高齢者支援金等で約42億円9.9パーセント、歳入の項目でありました共同事業交付金は、歳出でいいますと、(7)共同事業拠出金になりますが、約105億円で24.5パーセントとなります。12ページでは歳入歳出の用語解説をお示ししております。13ページでは、平成28年度予算案と平成27年度当初予算及び対前年度増減額をお示ししております。14ページでは、当初予算案のうち、一般被保険者に係る医療給付費分保険料の算定の内訳を平成27年度と比較しています。まず①で、保険給付費等の支出見込み額を立てます。次に②で、国・府からの支出金や前期高齢者交付金、一般会計繰入金等収入の見込み額を立てます。③で、①と②の差額から予定収納率で割った賦課総額を求め、それに保険料の軽減や減免分の繰入金の総額を予定収納率で割ったものを求め、④で差し引き、かけ戻したものが収納を確保する保険料となります。⑤では保険料調定額を求め、それを被保険者見込み数で割ったものが⑥一人当たりの年額の調定額とし、それを12で割ったものを、⑦一人当たりの月額調定額として前回お示ししております。

(事務局) 15 ページの資料6は、A委員から要求のありました資料でございます。国民健康保険料の不能欠損額の内訳ということで、左の方にアルファベットがふってありますけれど、a・b・cは執行停止額の内訳を表しております、aが財産なしで、預金調査などをして財産も収入もない方に対して、bにつきましては、生活保護受給者に対して、cにつきましては、破産や外国人の国外転出された場合、相続放棄された場合の執行停止額となっております。dはa・b・cを足したもので、eが消滅時効にかかったものということで、dとeを足したものが不能欠損額となっております。参考として、gで居所不明調査額ということで、居所不明調査額といいますのは、国民健康保険の資格は持っているのですが、実際には保険証の受け取りがなく、納付がなく、まったく連絡が取れないということで、居住実態等を調査した結果、そこに住んでおられなくて、行方が分からないという方の調査をしておりますので、それにつきましては府に報告するときは、それを除いて報告するのですが、実際の処理においては、これを除くのではなく、そのまま時効として取り扱われますので、参考として載せさせていただきました。

(事務局) 続きまして、A委員から要求のありました資料7診療報酬改定について御説明申し上げます。16 ページでは、厚生労働省ホームページに掲載されています診療報酬改定の概要でございます。1の診療報酬本体で、医科プラス0.56パーセント、歯科プラス0.61パーセント、調剤がプラス0.17パーセントで、全体でプラス0.49パーセントの改定となります。次に、2の薬価等で①薬価でマイナス1.22パーセント、②材料価格でマイナス0.11パーセント等の改定となります。診療報酬本体は医科歯科調剤ともプラス改定となっており、薬価等がマイナス改定となっております。17 ページでは、現行の保険給付費の見込みと、今回御説明申し上げました診療報酬改定の影響を加えた場合の保険給付費見込みとその差額をお示ししております。療養給付費のア診療費では診療報酬改定により約7,500万円の増、イの調剤費は、薬価等引下げにより約4,600万円の減となり、合わせて差額の一番上となりますが、約2,850万円の増となります。また、診療報酬本体が改定することにより療養費で約200万円、高額療養費で約1,100万円の増となり、保険給付費トータルの影響として約4,200万円の増となり、診療報酬改定により保険給付費が増となり、保険料の引上げ要素となります。今までの国の予算編成通知におきまして、診療報酬改定が行われた時には、改定による影響を加味して予算編成を行う旨の通知がなされていましたが、今回の国の予算編成通知ではその記載がないため、当初予算案の諮問では改定による影響額は加味していないものでございます。以上が、諮問2に係る委員要求資料の説明となりますが、一点事務局側より資料の説明をさせていただきます。

(事務局) 続きまして事務局から追加しました資料の説明をさせていただきます。19 ページ資料9を御覧ください。こちらは大阪府内32市の国民健康保険料のモデルケースを比較したものでございます。吹田市以外は平成28年度の予定がわかりませんので平成27年度の保険料を、吹田市分は平成27年度分と平成28年度改定案の両方を載せております。グラフでは、所得100万円では1人世帯は白丸、2人世帯は黒四角、4人世帯は白三角で、所

得 200 万円で1人世帯は黒丸、2人世帯は白四角、4人世帯は黒三角でお示ししております。グラフ中の横点線は吹田市改定案をお示ししております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明のありました追加資料に関する質問を含めて引続き御議論をお願いいたします。何かございますでしょうか。

(A委員) 資料2ですが、法定外繰入を他市と比較してもらったのですが、私が言いたいのは、前回、前年度は豊中市と比較して繰入額が一人当たりどうのこうのという話があったのですが、私が強調したいのは、前回も言いましたように吹田市は赤字で、豊中市は黒字です。その根拠の一番大きいところは、法定外繰入金額が過去は全然違います。私は3年ぐらい自分なりに調べて、違うなという印象があって、これが一番大きな赤字を残している要因ではないかと思い、資料としてお願いしたのですが、合計額を出したらもっとはっきりするのですが、各年度ごとに見ていったら平均して3億円ぐらいですか。極端なところは、平成23年度で吹田市が8億8,000万円に対して、豊中市が12億9,000万円、この辺は3億円から4億円の差があります。最近でこそ差が縮まっていますが、この10年間で吹田市と豊中市では、どれぐらい差がありますか。これが大きな赤字を残している原因で、保険料のアップにつながっていくということと、資料3の財政調整基金というものが、吹田市は100億円ありますよ。それを取り崩したらどうですかと。大阪府に移行するとき市債を発行して調整すると言っていたから、そういうことをしなくても、貯金があるでしょう。この貯金が各市と比較したら、豊中市は30億円しかない。これがいいか悪いかは別ですが、あまりにも吹田市は繰入金が少ないために預金ができている。豊中市は負担が多いため、それが減っているということが、ひとつの要因として言えると思います。高槻市は財政調整基金が多いですが、ここの場合は、恐らく企業がたくさんありますので、そういうものも影響しているのではないかと思います。けれども、その他と比較して仮にこれを10億円、もっといえば20億円減らしても遜色ないわけですね。前々から事務局は、そんなことしたら一般市民から税金を使うことにクレームが出ると言っていた。少なくとも私は豊中市からクレームが出たことを聞いたことがない。繰入金が多すぎたため、国民健康保険が困っているのだから、そういうところからもっと支出して、少なくとも保険料に影響のないように是正したらどうですかとポイントとして言っているわけです。この辺について皆さんはどうお考えになっているかお聞きしたいです。

(事務局) 前から御指摘を受けている件ですが、ひとつは一般会計繰入金に関しまして、豊中市と吹田市の違いをおっしゃっていますが、総額は被保険者数が全然違いますので、豊中市が高くなっていくのは、そういう経緯であるということでございます。私どもが説明させていただいております、この間の赤字の要因としましては、やはり16年間保険料を据え置いてきたということで、各市はそれぞれの場合に応じて保険料の引上げを行ってこられたにもかかわらず、低い水準のままで推移をしてきたということは、毎年単年度の赤字ができるわけでございますので、その部分で累積赤字が発生しているものと考えており

ます。財政調整基金でございますが、各市がいろいろな事情の中で蓄えておられます。例えば多いところでは、高槻市では140億円ぐらい貯めておられますが、貯めるために貯めているのではなく、将来に向かっていろいろな課題がございます。各市いろいろな課題があって、それに向けて将来的に必要なお金が出てまいりますので、それに向けての蓄えということで、本市におきましては、やはり中核市への移行でございますとか、あるいは公共施設がかなり老朽化してまいりますので、その建て替えが一度に来るといってもございますので、それに向けての蓄えとしてされてきたものと考えておきまして、直ちにこれがあるからと国民健康保険の一般会計繰入金の原資にできるかとなりますと、非常に難しいのではないかと考えております。このことにつきましては、去年の御議論の中でもお話しいただいたことだと思いますのでよろしくお願いたします。

(B委員) いまの御答弁ですけれど、難しいと言われたら、私どもも要求しようがないのですけれど、古い資料で申し訳ないのですけれども、一般会計からの繰入状況を見たら、平成9年度は、19.6パーセントを占めているのですね。それが年々下がってきて、去年で10パーセントを切ってきた。私らは一般会計からの繰入を一貫して要求していますし、値上げの時は一般会計からもう少し欲しいなという意見もありますし、財政調整基金というのは、性格がよくわからないのですよ。今言われたような方向で積み立てているから、今すぐに国保に回せないとおっしゃられたら、私ら被保険者としての立場としたら、もう少し基金があるので法定外繰入をしてほしいというのが率直な意見なのです。もう少し財政調整基金を活用して値上げをしなくてもいいのではないかとというのが私の率直な意見です。もう一つ、前回の1月22日に、一人当たり566円の調定額といわれましたけれど、総額でどれぐらいになるのですか。保険料総額はどれぐらいになるのでしょうか。

(事務局) 一般会計繰入金の率が減っているという御指摘でございますが、金額で見ただけですと、今年の予算は過去最大で、国民健康保険特別会計の総額がだんだん増えていきます。もちろん医療費が増えているというのもございますが、かつては医療費の部分が予算のほぼすべてを占めていましたが、今見ていただきますと50パーセント台になっています。なぜかという、共同事業というのがございまして、いったん拠出をしてプールして、それから交付してもらうという二重構造になっているからです。そのため予算がかさ増しになっておりますので、率はそのままの比較は困難であると思っております。ですから金額で見ただけだと、今年もさらに増えておりますし、この間で見ただけでも一番大きな金額を繰入させていただく状況です。それから総額はいくらですかというのは、どういう意味でしょうか。

(B委員) 一人当たり566円の値上げとされていますから、どれぐらいの収入増になるのですか。

(事務局) 一般被保険者にかかる医療給付費分としましては、約2億3,000万円です。資料でいいますと、14ページの「④収納を確保する保険料」の平成28年度と平成27年度の差、2億3,288万7,000円です。

(A委員) 固執するわけじゃないですけども、資料2の吹田市と豊中市は人口が違う、一人あたりは、確かに平成26年度は逆転しています。これは前回も言われていましたけど、過去を見てください。全部1,000円以上吹田市は少ないですよ。その1人1,000円違うというのは、何万人いるのか知らないですけど、結局少ないということでしょう。それと先ほどの基金ということですけど、もちろん蓄えるという目的はありますが、そうしたら豊中市がそういうことがなく、吹田市は百何億円貯まるということになりますよ。豊中市はそういうことに欠けているということですか。そういうものが使えないのかどうか、そんなことはないと言員の先生は言っていますけれどね。その辺はどうなのですか。目的外に使用することは一切できませんということではなくって、結果として基金が増える減るということだけだと思うので、例えばB委員が御指摘のように少なくとも保険料の増額分ぐらいは繰入額をアップしたらどうですかと提案しているわけです。それをしたら、議会にあげたらどうなるのですか。

(事務局) 私が申しあげましたのは、法定外繰入が豊中市より少ないのが赤字の原因ではないかとおっしゃったので、そうではないですよということで申し上げたところでございます。確かに一人あたりでいいますと、一般会計繰入金は豊中市がずっと先行しておられた状況でございます。一般会計繰入金も国の方針で均衡化していくような方向をもっておられますので、私どもも増えていって追い越したという状況だと思っております。保険料が引上がる部分を一般会計繰入金で充てて、保険料の引上げを抑えたらどうなるのかということですが、前から説明させていただいていますように、大阪府の指導の中では累積赤字を解消するための一般会計繰入は仕方がないが、保険料を引下げるために一般会計繰入を増やすのは、国も府も不適切であると言っています。特に大阪府は、そのような一般会計繰入を残しておれば、府調整交付金のところで算定をしてそこから減額するという方針を持っていますので、私どもも不適切と言われている一般会計繰入は、金額を減らしてまいりまして、昨年度において保険料の均衡化を達成できた状態の中でゼロにしたという経緯がございますので、それを元に戻して府が不適切と言っている一般会計繰入をするのは非常に困難であると考えています。

(C委員) 国保の財政は非常に厳しいですから、そういう状況で保険料を上げるというのは大変なのですけれど、国全体の医療費が上がって、ほかの保険者も保険料を上げています。被用者保険側から言えば、上がった保険料で国民健康保険財政を支援している状況があります。ですから基本的にほかの保険者が、保険料を上げているのと同じように、国保も保険料というかたちで責任を果たしていかなければいけないと基本的に思っています。そういうことが前提にあるから、法定外繰入をやっているのだったら、そういう市町村の国保には交付金を払わなくてもいいんじゃないか、その分は交付金を遠慮させてくださいというのが、府が調整していることの趣旨だと思います。ですからA委員御提案の、特別調整交付金の獲得というようなことを一方で考えることと、繰入金を増やすということは矛盾すると思います。基本的には国庫負担が少ないと思っていますけれど、これから

都道府県広域化を目指していくわけですから、そこのところは厳しく考えざるを得ないのではないかと考えています。

(D委員) 先ほど財政調整基金というのは、将来のために蓄えているという説明だったのですが、私たちはその内訳を知ることができないですね。この基金の全額をと言っているわけではないので、それをある程度国保の方に回すことができないのかと私は思います。どういう目的で積み立てているのか、その将来的なビジョンを計りかねます。それと以前に、国保財政支援金というのが府に入ってその一部が市にも入るという話を聞いたことがあるのですが、その費用はどこに表れてきているのでしょうか。それを使って国保料を下げることはできないのでしょうか。

(事務局) まずひとつは基盤安定の部分につきましては、低所得者の保険料軽減に充てられますし、もうひとつは軽減者のパーセンテージに応じて入ってきますので、それは保険料の軽減に充てられます。

(A委員) 基金というのは収入と支出の差の余ったものが、結果としてこういう名称になっているのであって、これを何の目的に使う云々というのは、何も明確に定まっていないのですよ。特定のものをしていかななくてはいけないから、お金がいくらでも必要でしょう。だけど何回も言いますように豊中市となぜこんなに差があるのですか。それを説明願いたい。そんなことでなくて収支のバランスが余剰金として出ている。100円の収入に対して、70円の支出だから30円余っているというのがこの数字です。その差が出ているだけの話で、将来今言うようなもので、漠然としたものに使っていくお金に変わる可能性はあるけれど、特定に何に使うかと言えば何も決まっていはいはずですよ。それから、府の指導で保険料に充当することはできません、赤字には大丈夫ですと。ところが赤字を解消する財源の中に保険料アップが入っているのですよ。その保険料アップを解消しなさいということ、それに充当する部分を一般会計繰入金で穴埋めして入れたらどうですかと言っているわけです。それと事務局から資料を出してほしいのだけれど、全国で法定外繰入金が確か3,500億円ぐらいあるのですよ。その中に赤字補てんと同時に、保険料値下げのためのものが、かなりの額が入っていたはずですよ。その表を出してくださいよ。私は今手元に持っていないのだけれど、全国の法定外繰入がいくら、その内訳がいくらという表が厚生労働省から出ていたと思うのだけれど、その中にはちゃんと保険料の引下げのために使う、赤字のために使うという数字がきちっと出ていて、かなりの金額が出ていますよ。大阪府は知りませんが、厚生労働省がだめだと言っているといいますが、ちゃんとそういう厚生労働省が出した数字が出ていますよ。今の話はどう説明するのですか。だから赤字補てんのための保険料増分を減らしなさいと、一般会計繰入でしたらどうですかと提案しているのですよ。それと復習しますがそういう厚生労働省がちゃんと出したデータの中で、それだけのお金が法定外で入っているのに、今言われた話と矛盾するのと違いますか。

(事務局) 財政調整基金の現状については、それぞれの市の考えや状況に応じていまの現状があると考えています。それから赤字解消のための一般会計繰入のことについては、

私どもの説明がうまくできていなくて、なかなか御理解いただけていないと思うのですが、2つございます。累積赤字の解消というのと、単年度収支の均衡化というのがございます。私どもが赤字解消のために保険料を充てましょうというのは、単年度収支の均衡化を図るために保険料を上げていかななくてはならないということで、過去に作られた累積赤字については、現在の被保険者にすべての責任があるわけではございませんので、一般会計にお願いしながら、全市民の方に負担をお願いして埋めていこうという流れでございます。ただ、今の時点で、例えば平成28年度1年間を見た時の保険料というのは、これはやはり保険料の中で、当然決められた一般会計繰入金は入れますし、国や府の補助金は入ってくるのですが、そういう決められた中であとは保険料でというのが基本的な国・府の考え方でございます。府は実際にペナルティも含めてそういった指導をしています。国はそういう資料を出しているじゃないかということですが、確かに吹田市も平成26年度までは、保険料を引下げるための一般会計繰入金を一部入れていましたから、そういう集計は確かにございます。ただ、集計があるのと国が認めたというのはまったく別のことで、国はそういう集計を出しながら、この部分については全国の自治体で早急に改めるようにというのが国の姿勢でございます。

(A委員) その資料を出してくださいよ。厚生労働省の資料を出してくださいよ。

(B委員) 先ほどのC委員の御意見ですけれど、失礼ですけれど結果として利用者の負担だから値上げはやむを得ないと理解していいでしょうか。それですと、今の状況で医療費が、ちょっと古い資料ですが、先ほどもC委員も指摘されたのですけれど、一番大きな問題は、国庫支出金が削られたということですね。参考に言いますと、昭和58年度は国庫支出金の割合が52パーセントあったのですね。それが過去2回、政府は改正と言いますが私らはむしろ改悪じゃないかと思うのですけれど、2回の改定の中で現在国庫支出金は、20パーセントまで下がってきていますから、自治体としても大変な努力をしながらやりくりしている。それが我々被保険者に回ってきて、値上げしないといけない状況にあるので、本来はそのことをもっと私たちは問題にして論議しないといけないと思うのだけれど、それは別として、この間インターネットで厚生労働省からの資料を見たのですけれど、各公的制度の比較というのがあって、これを見ると一目瞭然で国保が一番ハンデが大きいというか非常に厳しい条件だと思うのですね。紹介しますと、協会けんぽとか、組合健保とか、共済組合と比較して、加入者の平均年齢が圧倒的に高く、平均で49.5歳、2012年度の資料しかないのですけれど。それから65歳から74歳の割合が31.2パーセント。ほかの健康保険組合は一桁なんですよね。それに対して一人当たりの医療費が29万円で、ほかの協会けんぽとかと比べて約2倍から2.5倍の医療費が要る。それに対して所得が低いということで、国保というのはこういう状況にあるということを私らとしてはもう一度よく認識したうえで、去年は据え置きだったのですけれど、私ら被保険者としては、値上げをやってほしくない、むしろ値下げしてほしい、その財源と言ったら、ほかの方もおっしゃっている財政調整基金が使えないのかというのが私の意見なのですよ。一人当たり566円の値上げで、財

源がどれだけ要るかと言え、2億円ぐらいですから、財政調整基金は102億円あるから、少し回すだけでも軽減されるのではないかというのが率直な私の意見なのです。あとでそれぞれ委員から意見が出ると思うのですけれど、私らはリタイアしていますから、収入は年金しかないのですよ。年金しかないうえに保険料が上がるし、さらに介護保険料も加わっているのです。これは決して半端な金額じゃないのですよ。去年は私で6万5,000円です。それに国民健康保険料も上がる。確定したわけではないですが、来年4月に消費税が10パーセントになる予定ですから、本当に厳しいですよ。年金しか収入がない中では大変なんです。それだけはわかってほしい。だから吹田市は力がないわけじゃないのだから、何度も言っているのですが、財政調整基金から少し出して、利用者の軽減をしてほしいというのが率直な意見で、私はあとでそれぞれの委員がこの案に対して賛成か反対かどう捉えるかわからないけれど、私は値上げは承認できないという立場でございます。

(会長) それでは、今まで発言されていない委員の方に御意見をいただきたいのですが。

(E委員) 年金でというお話を他人ごとではなく聞いていたのですけれど、そもそも国民健康保険の考えるポイントは3つあると思います。ひとつは先般から出ております社会保障の問題で、年金しか収入がない、失業しましたという人を底支えしなければならないということ。もうひとつは公平性で、収入があるのに払わないのはけしからんという部分。あるいは被用者保険は料率が上がってフーフー言っているのにとという部分。3つめは全体の整合性、バランス。これも問題だと思えます。基金からの繰入といった場合、そもそも基金は吹田市全体でどう考えているか、用途は何を念頭に作ったものですかという観点があると思います。それから吹田市だけじゃなく、日本全体として、昭和58年の話をしていましたけれど、人口動態がどう変わってきているか。ものすごく高齢化していると思えます。それこそ昭和58年は、高齢の方が少なく、医療費も少なく済んでいたと思えます。従って国民健康保険の料率も安いし、国家財政も豊かだから、どんどん交付金で保険料を下げることもできたと思えます。だけど今、平均寿命が80歳を過ぎて世界一の高齢化であると言われてはいますが、そんな中でどうやりくりしていくのかという問題があります。そういう部分を踏まえて吹田市はこういうかたちで、こういう考え方で今度の改正を考えます、個別にはこうですという資料を示していただければ、先ほどから出ています疑問・質問・御意見に端的に答えられるのではないかと思います。

(A委員) 仮に今回値上げしますということについて、この委員会で反対ですとなったら、事務局はどうするのですか。どういう財政上の対策をするのですか。

(事務局) そういうことになりましたら、私どもとしては運営協議会の意見については重く受け止めるという立場がございます。ただ決定については、それを受け止めながらも市として判断をしていくということになりますので、運営協議会でこういう御意見をいただいたと市長に報告して、その中でどういう対応をとるのかを検討をしていかざるを得ないと考えております。

(A委員) だからどういう検討をするのですか。反対になったときにその財源をどうする

のかと聞いているのです。

(事務局) そういう御意見をいただいた場合は、私どもはそこまで考えておりませんが、一般会計繰入を現状の中で増やしていくのは非常に難しいと思いますので、赤字が拡大していくことを放置せざるを得ない状況になるかもしれないと思っています。

(F委員) 今議論しているのは、来年度の予算編成についてだと思っているのですが、出された御提案に対して、ひとつの手法としてA委員がおっしゃっているのは、一般会計から繰入れることによって、値上げをしなくてもいいじゃないかというひとつの考え方だと思います。今そこだけに視点が going していますが、この議論は予算編成全般を捉えています、疑問に思うのが、去年の今頃は努力目標で7,000万円ぐらいは徴収率を上げることで収入を確保しますというのがあったのですよ。これを見ると今回は単純に対比しています。算数の世界ですよ。去年と今年を比較してこれだけお金が要ります、医療費が増えますと。そういう予測をもとに、想定される支出をもとに、収入をどうやって確保するか、割り戻すと保険料率が発生するというのが当然の構図だと思うのですが、そもそも何か努力をすることによって足し算引き算のところ、マイナス部分が埋まりますというのは御理解いただいていますね。間違っても赤字を放置していきますというのは、物のたとえでおっしゃったと思いますが、当局としてあり得ない。そんな財政規律はあり得ませんから、そうすると選択肢が幾つかに絞られてきますよね。努力をして補っていくのか、努力をして補うための話が前回、前々回A委員が提案されたいろいろな話だったわけです。条例化も含めて。あの話はみんなで努力しましょうとか、必要な痛みは公平に分かち合いましょうという話でした。今の話は最後になって2億円足りないから、それは今回も値上げをしないで、繰入を増したらどうですかという話が出ているわけですね。仮に今回限りでこれが解消されるのであれば、選択肢として検討の余地がいくらかはあるかもわからないけれど、多分年齢構成とか医療の高度化を考えると、医療の水準が上がれば高価格化と言われていきますけれど、医療費は確実に上がっていきますよ。さまざまな難病関係でも、血友病でも特別にいい薬ができると1錠6万円ぐらいのものを使ってみましょうというような話になってくると、ちょっとレセプトを追いかけると、金額は相当認可になってから増えていっています。それは命が一番ですから、質の高い医療に対するアクセスが最優先であるべきですが、もちろん財政が破たんしてしまったら、そもそも皆保険が成り立たなくなってしまうから、そうすると単年度収支均衡化のためには、頑張らなくてはいけないところは、頑張るといのが予算編成にあたって必要な考え方だと思います。今回それが入っていないですよ。去年は入っていましたけれど。私は逆に7,000万円上げるのは頑張りすぎじゃないですか、でもその意欲は素晴らしいですねと御意見を申し上げたのですが。市民にきちっと広報して、市民の協力を得て、そこは相当ですね、そもそも今回の料率を見ただけでもわかるように、所得の低い世帯は相当軽減されているのですよ。改定後を見ると、1人世帯と2人世帯を見て、一定の層では2人世帯の方が保険料が安いところもあるのですよ。それは収入が少ないから、措置されているわけですね。2人の生活を見込んで。保

険料負担というのは2人分なのに安くなっているわけです。相当な措置がされたうえで表に出てきていますので、そうするとここに努力を入れていただきたいというのがあります。多分この議論が終わった後、条例化について等のまとめの話になってくる、全部連続するわけなのですが、全然ここに努力目標がないので、どちらかという議論はそっちに行くべきではないかと思います。仮に皆さんの総意で2億3,000万円が補てんされたとしても、きっと来年も同じ議論になってくると思います。ずっと収支構造を保っていくというわけにはいかないのです、本当に困っている、何か起きたと、例えば数年前の新型インフルエンザが発生したり、当時はリーマンショックがあって収入が激減したとか、収支構造が相当変化したから今回はやむを得ないとかいう相当な合理性がなければ、安易にそこを振り返るという手段よりも、もっと努力するというところが、予算編成にあたっての項目に入っていないというところが、私はむしろ課題ではないかと思います。

(G委員) 前々から思っているのですが、財政調整基金を国保に回すというのは、国民健康保険というのは吹田市民の約4分の1なんです。吹田市民約36万人のうち国保に入っている人は約8万人。財政調整基金は、先ほどから事務局が言っています吹田市全体として何かを使う目的で蓄えていると。4分の1の方のためにそのお金を繰入れるというのは、社会的な面や経済的な面もありますので、全部保険料の負担を財政調整基金、一般会計で賄うのはいかがなものかと。それとC委員がおっしゃっていましたように、私は国民健康保険ではないのですけれど、我々の保険料も上がってきていますよね。被用者保険も徐々に上がってきているというのは、我々がそれを負担しているということで、国民健康保険に加入しておられる方だけが負担が増えているのではないということだけは言っておきたいと思います。

(H委員) 実際議論がある中でマクロの視点でいいますと、資料5で歳出と歳入が円グラフで出ていますよね。その中の保険給付費が、将来的にさらにシェアが増えていくんじゃないかという説明があったうえで、それに対して本来ならば使っている人が支払うべきではないかという考えがあると思います。ただ国民健康保険につきましては、B委員がおっしゃったように所得の問題、年齢層の問題そういったものを考慮するのならば、その方へのある程度の支援が必要じゃないかという考えもあると思います。それを加味したうえで歳入部分を見ていきますと、国民健康保険料は、実際に被保険者が払っているところですので、そこは実際の負担部分。それ以外に国・府から国庫支出金、府支出金というお金が入ってきている。一般会計繰入金金は市全体の税金が入ってくる。ある意味いろいろなかたちで、ほかの世代が負担している。しかも前期高齢者交付金は、別の保険者が支払っているという状況があるうえで、国民健康保険料は、全体の歳入に占めるシェアというのは、何とも言い難いほどの割合じゃないかと考えられます。実際にこの部分をこのまま保持して、その代わりに一般会計繰入金金を入れていくという議論で進んでいると思います。財政調整基金は、やはり一般会計のお金ですので、そういったことを考えると、ここの部分のシェアを増やせばいいんじゃないかという議論になると、果たしてそれがいいのかという

と、やはり多少なりともほかに負担をさせていると考えるならば、もう一度考えてもいいんじゃないかという印象を受けています。

(A委員) もう一度考えるとはどういうことですか。

(H委員) もう少し国民健康保険料のシェアを増やしてもいいんじゃないか。マクロの視点から見ても、被保険者の負担が増えていくのも、やむを得ないのではないかと思います。

(B委員) でも限度がありますよね。それをどう認識するかなんですよ。

(H委員) 限度というのも、視点を変えますと一般会計繰入金をどこまで入れていくのか、それも限度だと思うのですね。今おっしゃっている限度というのは、別の視点でいいますと、ほかの世代が一般会計繰入金で負担しています。どこまで相手に求めるのか。その視点も少し考えてもいいんじゃないかと思います。

(C委員) 私の基本的な考え方は先ほども言いましたが、国民健康保険の保険料のシェアを、全体として上げなさいと言っているわけじゃないです。ですから、医療費全体が上がっていく中で、私たち国民は国民健康保険という医療保険の最後の砦を守って行かなくてはならない。それは被用者保険の人々も、その考えで支援しているわけですね。当然国民健康保険の被保険者も、相応の負担をしていかななくてはいけないという基本的な姿勢で、国民健康保険料の今回の値上げはやむを得ないと思っています。ただF委員がおっしゃったように、全体として予算編成するうえでは、どう支出を抑えるか、どう収入を引上げていくかという努力を十分説明したうえで、やはりこれだけ上げざるを得ない、これだけは認めていただきたいというような説明でないと、足りないから保険料をこれだけ上げるといように聞こえるわけです。確かに去年とそこが違っていましたよね。その点はきっちりみんなで確認しなければいけないと思います。

(I委員) 先ほどの資料2と3を見せていただいて、一般会計繰入金の割合、法定外繰入金の割合を見させていただきました。私は吹田市がほかの市と比べて遜色はないのかと思います。先ほど事務局が言っていた保険料を据え置いてきたということが、過去の累積赤字の一番の問題だった。今回ようやく単年度収支が均衡化したのは非常に評価されるべきだと思います。これは続けられないといけないと思っています。今回の値上げをしないといけないという一番の元は、前回の資料にありますように保険給付費の増加ですよね。8億3,800万円増えるわけですね。これが最も大きな要素だと思っています。私も家内が入院しまして1カ月の医療費が500万円ぐらいかかったのです。私の近くでも徳洲会ができて、かなり大きな病院でしょっちゅう救急車が入っております。それから国循と市民病院が岸部に移転しますよね。私は医療がどんどん進んで、高額医療が増えると思っていますよ。科学が進歩する以上にね。とにかく医療費が上がっていく構造にあると思います。これは防ぎようがないと思っています。一般会計繰入金を増やせという議論はわかりますけれど、医療費が上がる中で応分の負担は、私たちもしないといけないと思っています。先ほど8万3,000人ぐらいの被保険者の方、そこに市の基金を使うことについては、私も被保険者ですけど少し抵抗があるのです。議論としては簡単なのですよ。財源があるんだっ

たら、そこから入れたらいいじゃないか。その議論はわかりますけれども、やはり被保険者としても応分の負担はしていくべきじゃないかと思っています。ですから市が出された一人当たり月566円のアップは、私はやむを得ないと思っているんです。

(会長) 先ほどのA委員の追加資料について、事務局から配布してもらいます。

(追加資料配布)

(A委員) 3,500億円の表はどこですか。

(事務局) 最初のページを見ていただきまして、3,500億円というのは「⑤一般会計繰入・繰上充用」の市町村による法定外繰入額3,900億円、うち決算補てん等の目的で入れられたもの、これは平成24年度の数値でございます。この決算補てん等の目的というのが、単年度の保険料が足りない分を入れたものでございます。その考え方でございますが、もう1枚にあります法定外繰入に関する考え方ということで、これは大阪府の資料でございますが、厚生労働省の確認をとったうえでの「(1) 基本的な考え方」ということで、国民健康保険制度が特別会計を設けている趣旨等に鑑みると、国保事業運営財源は、原則として一般会計からの繰入金によることなく、保険料や法定負担の公費により賄われるべきである。よって、本来保険料として賦課・徴収すべき費用の一部、これは本来保険料として計算する部分に一般会計からの繰入を財源として充てるのは望ましくないということでございます。その下に「(2) 独自減免分」にあるように減免の原資に充てることについては不可とは言えないということでございますので、本来保険料として計算すべき部分に、充てて保険料を引下げることにはできません。

(A委員) (2) で不可とは言えないということは、入れてもいいということでしょう。

(事務局) これは現年度の財源として入れているということですね。それから「(3) 赤字解消のための繰入の考え方」ということで、これは累積赤字の解消の考え方でございますけれども、これも下線部にございますように、累積した赤字の解消については、多額の赤字を累積するに至った過去からの事情等もあることから、必ず保険料を財源とするべきとまではいえず、一般会計からの繰入による対応も認められる。この3つがございまして、1つめのところが、単年度収支の本来保険料を充てる部分については、国についても一般会計繰入金を入れることについては否定をしているということでございます。本市の対応としましては、国から認められております累積赤字の解消分、減免の原資としては一般会計繰入金を入れさせていただいていますが、単年度の保険料を引下げるための部分については、現状入れていないということでございます。

(A委員) さっきから言っているように3,500億円の表があるでしょう。それを出してくださいと言っているのです。3,500億円がどう使われているのかという表が厚生労働省から出しているはずですが。その中に保険料の引下げがかなり占めていたと思うので、厚生労働省が出している表が間違えているとは軽々しく、その表を出してくださいよ。みんなにわかってもらえるように。

(事務局) 3,500億円のほとんどが、保険料の引下げに入れられていました。平成24年度時

点では、そういう繰入が行われていましたということでございます。

(A委員) 表を出してください。あるんですか。

(事務局) 現在は手もとにはございません。

(A委員) そんな状態でどうするんですか。今論議している中心のことで、肝心要の必要なことは出さず、そんな言葉だけで言われたって皆さんわかりませんやん。かなりの額を入れてありますよ。

(事務局) 入れている事実は確かにあります。

(A委員) だから表を出してください。なんで出ないのですか。

(C委員) この追加資料ではだめなのですか。

(A委員) 3,500億円が法定外繰入になんぼ、保険料の引下げになんぼという表が。

(C委員) うち決算補てん等の目的に3,500億円と書いている。同じことじゃないですか。

(A委員) どこに書いているのですか。

(C委員) 5番です。事務局が説明してくれたらいいのだけど、違いますか。市町村による法定外繰入が3,900億円で、うち決算補てん等の目的で3,500億円。

(A委員) 等だから、その内訳を出してくださいと言っているのです。

(事務局) 決算補てん等の目的ですので、等が確かにございます。3,500億円の内訳については調べておりますので、引続き議論を進めていただけたらと思います。

(D委員) 私も年金生活なのですけれど、B委員からの発言にあったように、収入は年金に頼るしかないのですね。それが減ってきている。介護保険料も上がってきている。いろいろな物価も上がってきている。来年4月からは消費税アップが見込まれる。そういう中で、どこを削るのかと思うのです。先ほど一人当たり566円は応分の対価という御意見もありました。私の知っている小さな飲食店のおかみさんでも、客足が減ってきていると。経営を維持していくのに、暖房冷房は客が来てなくてもずっと入れておかななくてははいけない。産業廃棄物としてごみを出さなくてははいけないので、月々一定額を払わないといけな。本当に毎月数百円でも節約をしている。周りにスーパーもできているし、皆さんが節約志向でちょっと寄っていかうかは世間全体ではなっていない。私も含めてそういう階層の低い人たちがたくさんいるわけで、566円それぐらいは負担できないかとは、その1年分となると2人家族の1年分でも1万3,000円ぐらいになるわけですね。そうすると、566円節約できないかと言われても、これがそれぞれに負担がふさわしいのかとなると、私はやはり厳しいものがあるので、反対したいと思います。もうひとつは、国保の加入者だけに税金を回すのはどうかという意見がありましたけれど、生まれた時から国保の加入者という方もいらっしゃるけれども、働けるときはずっと働いて、それなりにその市町村に貢献してきたわけですね。働けなくなって、今国保に恩恵をいっぱい持つていくのはどうかというのは、福祉の考え方からすると、子育て世代で支援を受けている人もいれば、学童期で支援を受けている方もいれば、私たちのように国保世代、人口は確かに増えていきますけれどもそういう方もいらっしゃるの、それを言うと、子育て支援ばかりに目を向け

たらそれは偏っているのではないかということになって、市民が分断されることになると思うのです。だから私は、トータル的に地方自治体は市民のために福祉を重点的に考えてくださるということですので、今回市長も傾聴と対話ということをおっしゃいましたし、新年の互礼会では幸せに歳が取れるように「幸齢」になっていくような吹田市をめざすとおっしゃっていましたが、その部分は賛成なのですけれど、具体的にどうしていくのかという点では、これからのことかなと期待しているわけです。先ほどから出ています財政調整基金の一部を使うというのは、国保の方が肩身の狭い思いをするレベルのものではないと思っています。それと、健康都市を作るといことが何度も出されているのですけれど、ある市は健康になってお金を貯めるということ、町をあげて行っているのですね。ポイント制というか、1日8,000歩で何ポイント、それがお金に替わるのですね。シート1枚分になったら買い物ができるとか、健康になってなおかつお金が貯まる。それがすごく市民の中で広がってきているというんですね。ただ歩くのでは楽しみがないけれど、健康になることで買い物ができるとかそういう市民への健康とサービスと併せたようなものを、市としてすぐに結果は出ないけれど、そういったビジョンをもってやってくださったらと思います。

(H委員) 今の話でおっしゃるとおり、健康という意味で、保険給付費が抑制できるなら保健事業費がもう少し予算がついてもいいんじゃないかと思います。もうひとつ、今は一般会計繰入金を入れられる状態だから入っている、そういう見方もあると思うのですね。でも私が将来国民健康保険に加入したとき、一般会計繰入金なんて入れられる余地がありません。なおかつ国庫支出金は、どんどん少なくなっています。ということは、国庫支出金は私が国保になったとき、もっと減るかもしれないですよ。そうなりますと、どこからお金を捻出するかと言えば、国民健康保険料で捻出せざるを得ない状況が、将来的に可能性があります。そういった中で将来私が年を取って、過去を振り返って、あのとき一般会計繰入金をもっと節約していただければ、今自分が支払う保険料が抑制できたんじゃないかと恨み言が出るかもしれませんよね。そういったことを考えると、やはり節約できる時期があるかもしれません。月566円の負担は年金生活では大きいかもしれませんが、その年金も将来もつともらえなくなります。そうなりますと今の500円の負担は、私が年を取ったときはもっと負担という意味では大きい可能性があります。ですので、できるならば少しでも国民健康保険の制度を維持できるように、我慢できるところは我慢していきたい、もしくは節約できるところは節約していきたい。そういう視点で考えるならば、いかにして財源を確保するのか、国民健康保険料という財源確保か、歳出の抑制、保険給付費を抑制するか、保健事業費というかたちで将来的な給付費を抑制する、そういった視点が必要だと思います。将来の世代、将来同じように年を取っていく世代のことも考えていただくという視点が欲しいなという印象があります。

(B委員) 繰り返しになりますけれど、応分の負担はしなければいけないという意見があったのですが、応分の負担の応分というのはどこまでをいうのか。これやりだしたら際限

がないのですよ。だから私がさっき言ったように、本来ならば国庫支出金5割だったのが削られてきているというのが一番の問題で、ここにメスを入れない限り、また来年応分の負担という格好で値上げせざるを得ない。実態は何かといえば年金の収入しかないのに、どんどん上がるのは正直困るのですよ。応分の負担というのは聞こえがいいのですけれど、我々も今まで応分の負担をしてきたのです。これからもしていくのですけれど、どこまでしていくのかと言えば際限がないのですね。それと私は、財政調整基金を国保だけに使えとは言っていないのですよ。102億円の財政調整基金を、困っている部分に活用したらどうかというのが我々の主張なのです。だから例えば、子育てで困っているのなら基金から回していくべきだろうし、生活保護でひっ迫しているのならそっちのほうに回すこともあるでしょうし、後期高齢者の予算がひっ迫しているのならこの基金を活用すべきじゃないかなと言っているのです。財政調整基金の性格をずっと聞いているのですけれど、12月の市報を読みますと、積立基金の残額が合計で272億円あるのですね。先ほど財政調整基金であれをやるこれをやると言っていたのですけれど、272億円のうちの約半分が財政調整基金で、使い道や性格がはっきりしないというか、いくらでも使えるんじゃないかというのが私らの意見なのです。都市計画や公共施設なんかは別に積み立てていますから、そちらから回すべきだと思いますし、財政調整基金は我々の税金が貯まったお金ですから、市民のために還元して活用すべきじゃないかというのが私の意見なのです。もう一度言いますが、国保だけに回せと言っていないのです。それぞれの分野で財政がひっ迫しているのであれば、こういう基金を活用したらどうかと言っているのです。

(副市長) 保険制度の中で安定的に国保をやっていく、今の法律に定められた保険制度の中で保険料と公的部分、軽減の部分、一般会計繰入金とか、そういったいろいろな組み合わせで成り立っているのですけれど、全体の市の財政状況というのは、この間例えばリーマンショックがありましたとか、大災害がありました、そういったときには調整弁となるお金が要ります。基金がたくさんありますけれど、そのうちのひとつ財政調整基金につきましては、ほかの基金と違っていて、そういった不意の出費があつて、例えばそれが持続可能でなくなったとしても、直ちに予算組んでいるものが、税収が極端に落ちた、あるいは財政出動がどうしても要る災害時とかそういったものの場合、特に目的を決めてなく、そういった財政調整をするための基金でございます。そのほかにも基金がございます。主に積立基金というものでございまして、これはどうしても年次的に大規模な修繕が集中するときとか、施設が老朽化してきて耐震化をしなければならないとか、そういったものについては年度間で財政調整をしていく必要がありますので、あらかじめ将来必要なものをその年の税金を全部使いきるのではなく、将来のために置いておきましょうというのが各種の積立基金の考え方でございます。財政調整基金につきましては、現在100億円という話が出ていますが、基本的には阪神淡路大震災の時に、吹田市も一部被災をしましたが、大きな被災があつたとき、西宮市はどれぐらいの財政が一時的に増えたのだろうということも安心安全の中では必要な視点ということで、数年前から阪神淡路大震災の後に

今後財政運営を考えると、将来本市の施設も老朽化していますので、インフラも含めましていろいろな施設の改修もしていかなければいけません。高齢化も待ったなしでやってまいります。いろいろな福祉施策にもその年その年の財源を投入していかなければいけない中で、一方では不時の災害があったときの備えも必要というところで、財政調整基金は一方で調整基金という名前で、その年の景気に左右される税収をショックアブソーバーする役目と、非常時の財政出動に十分耐えられるように持っておきたいというのが市全体の安定のためには必要だろうということで、西宮市にお伺いしたところ、不時の出費で100億円ぐらいは要りますというのがありまして、市全体の財政運営の中では、今の本市のレベルでは100億円ぐらいはあったらいいというのが正解です。ただ現実の予算編成の段階では、予算というのは収支均衡でやっていますので、実際には発注する工事なんかでも、競争入札で差金が出てまいりますけれども、予算編成の段階ではきっちりした設計基準で編成しないとイケませんので、それで組みますと各部局から政策課題を完結するためにいろいろな財源、教育もあります、福祉もあります、あるいは経済もあります、いろいろなところから各部局が今年はこのをやりたいというかたちで予算要求をする段階で、すでに70億円ぐらい税収では足りないというのが状況でございます。そうした中で一方では安定的な財政運営をしながら、今必要な市民ニーズにこたえるにはどの部分のところでどれだけ経費を回していったらいいかなというのをやっていって、絞り絞って今年の当初予算で言いますと約50億円赤字です。それはこれまで節約してきた財政調整基金の半分を今年崩さないと予算を組めませんというのが正直なところなんです。ですから100億円というのは決して多い数字ではなく、守っていききたい数字ではあります。一方で保険制度につきましては、もともと枠組みが保険という制度ですので、被保険者の保険料はどうあるべきかというのが一定の枠組みとして法律の中で示されておりまして、その中で保険料の軽減措置をしなければならない部分の配分とか、保険料を減免するとか、そういった部分については、一定保険制度で賄いつつも、そういった配慮が必要な部分は公的負担でやっていくということで、制度の枠組みの中でそういった被保険者以外の行政が持つべき部分も一定はあると考えています。ただ本市の保険運営に関しましては、やはり今まで御指摘いただいているように国保の被保険者の方は、リタイヤされた方や高齢の方、様々な方がいらっしゃる中で、ほかの保険者に比べると収入が低い一方で医療費がかさむという中でこれまで本市の保険料の決定に際しましては、諸収入というかたちで空予算を組んでみたり、あるいは徴収率を非現実的な率にして、そのことで保険制度の中で運用していると言いつつ現実的には達成できずに累積赤字がどんどん膨らんできたというのがこの間の流れです。その後はそれではいけないということで、累積赤字の解消をするけれども、一方では単年度の収支も均衡を図っていく。そのためには御指摘いただいているように徴収努力、取れる人を見すみす逃すのはいけないですよということで徴収努力もしていきます。あるいは健康づくりにも取り組んで医療費を減らす努力もしていきましょう。そのことが市民みんな喜ばれることでもありますので、それは力を入れていきましょう。D委員もおっしゃいました

けれども、吹田市は市を挙げて健康医療のまちづくりに取り組もうということをしており、やはり医療費にお金をどんどんつぎ込んでいくというのではなく、健康寿命を延ばしていくことで「幸齢社会」を、幸せに年齢を重ねるのが市長の考えでございますけれども、来年度の予算の中ではそういった健康づくりのところも最重点項目のひとつとして、いろいろなポイント制度も含めて議論していますので、かなりその部分は拡充した予算をつぎ込んでいこうとなるかと思えます。一方では保険料の軽減につきましては、累積の分についてはこれまでも運営協議会の中で来年どうあるべきか、苦しいよねということで保険料を上げなければいけないのに上げられずに運営してきたツケが累積で残っていますので、その部分については、一方で5か年で単年度の収支を均衡を図るのをいろいろな角度で取組みながら、一般財源を累積分については、一気に払うとその年だけ一般会計に影響を与えますので、計画的に赤字解消分については繰入れていきたいと思います。過去の運営協議会の中で御議論いただきまして、当初は3年で単年度収支均衡化でしたが、議会の議論を経る中で5年間でゆるやかに単年度収支を実現していこうという計画であったと思います。今年は基本的に3年間の医療費をベースに保険の枠組みの中で考えなさいというのがひとつの大原則になっておりますので、その部分で医療費が増加して今回は辛い提案をさせていただいているのはあるかと思えますけれども、やはり長い目で安定的にやっていくためには、いろいろなところで努力する必要があると思っています。貴重な御意見をいっぱいいただいていますけれども、財政調整基金につきましては、そういう意味の基金だとお考えいただきたいのと、一般会計繰入と保険料負担の問題についてはこれまでの議論の経過の中で今こういった方針で進ませていただいているということで、この点については御理解いただいた上でいろいろな御意見をいただければと思います。

(会長) A委員の追加資料について、事務局から配布してもらいます。

(事務局) 4ページを見ていただいたら、一般会計繰入金(法定外)の内訳とあります。その中で保険料の負担緩和を図るために1,061億円、これが狭い意味でのA委員のおっしゃっている部分です。それから単年度の決算補てんのために、これが1,515億円。これも広い意味では同様になります。あわせて2,576億円が、初めの部分は最初から保険料を緩和したもので、後ろの部分は年度を閉めて保険料が赤字になったので、最終的に赤字が出ないように一般会計を入れて赤字を補てんしたということで、どちらも厚生労働省の言う不適切な繰入でございますが、これが実際には平成25年度においては運用されてきました。厚生労働省の見解でこれはなくさなければならぬということをずっと言っています。

(A委員) だめだと言っている資料を見せてください。

(事務局) それを先ほど出させていただきました。

(A委員) どれですか。

(事務局) 先ほど配らせていただいた資料です。

(A委員) 大阪府の資料ですか。

(事務局) 大阪府が厚生労働省に確認した資料です。

(A委員) 厚生労働省が出している数字で、そんなだめなもの、しかもこんな大きい金額が、厚生労働省が出したものがだめだとは考えられない。

(事務局) 厚生労働省が出したものがだめなのではなく、厚生労働省は実態を書かれただけ。実態について厚生労働省は、それはだめだと言っています。

(A委員) そんなことを各市がやっているのですか。これだけの金額、2,500億円ですか。ちょっとわからないですね。

(会長) 時間が来ておりますので、今までの議論ですと、予算案について一般会計から繰入れる余地があるので反対だという御意見があるのと、負担をするべきだからこの案を認めると大きく言えば分かれている状況ではないかと思いますが、今日この諮問に対して答申を出さないといけません。

(A委員) さっき言われていた経営努力も出してもらわないといけないのではないですか。

(会長) 来年度予算にかかわりますので、今日答申を出さないといけません。ですので、多数決を取らないといけない状況だと思うのですが。

(B委員) ただし、答申内容に3人の委員がこういう理由で反対していますと付帯事項として必ず付けてください。賛成多数で値上げを承認するとなったら、なんのための協議会なのかわからないのですよ。財政調整基金を使ってほしいという反対意見があったので、先ほど副市長が言った基金を使い切るのはだめだとかそんなことは言っていないんですよ。

(A委員) 副市長がおっしゃったことは理想ですよ。相対的にほかの市と比べて財政状態が良いのか悪いのか比べたら、断トツに良いですよ。ほかの市の借入金を見てくださいよ。豊中市は900億円の市債があるのですよ。吹田市はその半分ですよ。そんなこと言ったら北摂のほかの市と比べていかに吹田市が安定した財政状態なのか。それを言い出したらきりがありませんよ。もっと言えば保険給付で言えば、特別会計で言えば、預金があるところもあるのですよ。そういう比較の中において、北摂だけで言っても積立金は100億円ある。借入金は豊中市と比べて半分だ。池田市でも350億円の地方債があるのですよ。茨木市でも580億円の借入金がある。こういうものと相対的に見ないと基金が100億円もあって少ないですなんてこんなもん今言っている論議は理想の理想ですわ。現にほかがそうじゃないですか。市債がこれだけあるじゃないですか。それだけ困窮している中で繰入を実施しているのですよ。そんな理想的なことを言って基金をキープしておかなければいけないなんて、比較の中においてナンセンスです。

(会長) それではこの議題において採決を採りたいと思います。運営協議会における採決の規定はありますでしょうか。

(事務局) 事務局から採決の規定を御説明申し上げます。吹田市国民健康保険条例施行規則第5条第3項で「協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。」とあります。本日は5名以上の賛成で可決されることとなります。

(会長) 賛成5名以上ということですね。それでは議題2を了承する方向で答申を出すこ

とについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

(会長) 賛成6名ですので、賛成多数で了承する方向で答申を出すこととします。それでは、市長への答申をまとめるために休憩を取りたいと思います。

— 休憩 —

(会長) それでは再開いたします。今回の答申案を私から朗読させていただきます。吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(答申)、平成28年1月22日付、当協議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市国民健康保険施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり答申する。吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、原案どおり改正することを了承する。ただいま朗読しましたこの答申案に御異議はございませんか。

(異議なし)

(会長) それでは続きまして、平成28年度国民健康保険特別会計予算編成について(答申)、平成28年1月22日付、当協議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市国民健康保険施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり答申する。平成28年度国民健康保険特別会計予算編成について、下記の意見を付して原案どおり了承する。運営協議会での議論を踏まえ、収納率の向上、保健事業を含めた医療費適正化、特別調整交付金等の財源獲得のための取組みを強化すること。なお、国民健康保険被保険者の生活実態と、吹田市の財政状況に鑑み、一般会計繰入を増額し、保険料を上げるべきではないとの意見がありました。この答申案に御異議はございませんか。

(異議なし)

(会長) 全員異議なしと認め、答申案どおり答申させていただきます。次に「保険料徴収の改善提案について」の意見書案で、期限を設けるべきとか文言の修正の御意見がありましたので、再度修正したものをお配りいたします。

(意見書案配布)

(会長) それでは読ませていただきます。

(意見書案を読む)

(E委員) 次期運営協議会っていつですか。

(事務局) 次期となると、次回ということではなく、平成28年度の新たに組織される運営協議会ということになると思われま。

(A委員) それは異議がありますね。任期中にとこの前も言ったけれど。あれだけの資料作り、調査にどれだけの時間がかかっているか。そういうものに対して、それだけの期間を要してするようなことではないですよ。発案者に対して失礼な話じゃないですか。きちりするのが筋じゃないですか。

(D委員) 前回の審議会の後、議事録を読み直してみたのですけれども、委員の中には然るべき時期にとおっしゃっている方もいらっしゃいますし、前回の終わりごろにタイムリ

ミットを決めて、お尻をたたかないといけないという意見もありました。そのタイムリミットのひとつが私たちの任期中、6月末ですよ。そのタイムリミットが適切かどうかというのは、私は判断し難いです。ほかの部局との関連もあるでしょうし、その辺りの判断というのは、何を基準にしてタイムリミットを決めたらいいのか。任期中というのは理事者側のことを考えると、きついものがあるのではないかと思います。

(C委員) 任期中という意見があったのですけれど、市全体で人員計画をたてなければいけない、滞納整理班というか組織を作らねばならないということになりますと、ちょっと任期中に整うのかなという気がしますので、会長の案でいいのかなと思います。任期中に経過でもいいから聞きたいというのであれば、そういう意見にしてもいいかもしれません。きちっとした答えをいただきたいという意味では、次期運営協議会の方々にしっかりと議論していただけるように委ねたらいいかという趣旨だと思います。

(会長) すぐにできるもの、あるいは経過だけということになってしまうものもあると思います。そういうものも考えると、一定の方向性でまとめるのを「次期までに」と少し緩めかもしれませんが。もう少し早めということになれば、対応ができない項目も出てきますので。

(E委員) 次期といえば今年の4月から2年先の3月までですか。任期は2年ありますよね。

(D委員) 年度で区切るのか、任期で区切るのか。

(A委員) 結論が出ないものもあるかもしれないけれど、結論の出るものもあるわけでしょう。例えばここに書いていることに対してどれぐらい進捗しましたとか、できることとできないことがあっても、そういうことをきちっと確認して私は任期を終わらせてほしい。どうなったかもわからないのでは、何をしていたのかとなりますでしょう。提案者の私の気持ちとしては、それはそれでけじめをつけていただきたいです。

(C委員) 自分で聞きたいという気持ちはよくわかるのですけれど、期限を6月末と決めますと、これに対する報告が終わりになってしまうのではないかと。

(A委員) 状況説明だけでいいですよ。何も終わるとは言ってませんやん。

(C委員) 私の考えは、きちっと次期運営協議会がそのことを、責任を持って引受けていただくこと。

(A委員) 次期といいますけれど、次期委員の方は今まで協議したことを全然御存知ない方が、再任される方もいらっしゃるでしょうけれど、少なくとも公募委員は何も知らないままに、また一からそういう話をするのですよ。だから結論が出るものは出す、継続審議なら審議を続ける、途中経過でもその間で詰められるものは詰めてくださいと言っているわけです。あなたは先延ばしで何もしないとやっているのに等しいですよ。

(C委員) 心配しているのです。

(A委員) 何を心配しているのですか。

(C委員) 6月末で報告されて、終わりましたとならないように。

(A委員) だから終わるとは言っていません。経過報告でよろしいですよと言っているのです。

(C委員) 「なお経過報告をいつまでに」と付けたらどうですか。

(A委員) それでいいですよ。結論が出るものは出してもらい、終わらないものは経過報告をする。それが何回も言うように、私に対する温情じゃないですか。こんな問題提起を誰もしていないでしょう。

(C委員) A委員の問題提起は確かに勉強になりました。

(A委員) だから期限までに経過や決まったことを報告してください。決まらないものは次の運営協議会に託していいじゃないですか。

(会長) 期限について、経過については今期中にということですね。今期中に経過を報告してもらい。その後残ったものは次期にということ。期限についてはそうなのですが、文面についてはいかがですか。

(D委員) 経過報告、中間報告については、この任期中にということですか。そういうことはもう1回審議会を開くということですね。報告ですから、一方的にお聞きしてそれに対する意見というのは言えるように運営されるのかどうかわかりませんが。経過は途中ですから、全部検討しての報告ではないですよ。

(F委員) 冷静に考えて、この1年間A委員の提案は価値があったと思います。このぐらいじっくり審議する運営協議会はなかなか無いですね。いい一石を投げられているわけです。そのことについて、相当時間をかけて回数を重ねてみんなで議論したのも事実です。国保財政が厳しいのは構造的な要因もありますけれど、まだ努力できる点があるのではないかとフォーカスしたわけです。大変だと騒いでも何もならないので、できることはやってみよう、やっていないことがあるじゃないか、他の市と比べて何が足りないのかという議論がしっかりできました。その心情的な側面を理解した時に、提案されたものに対して内容が濃いですから、私も検証していただきたいと何度も申したのですが、相当答えが出るまでに時間がかかると思います。検証結果に応じては、次の運営協議会のメンバーに議論を引継がなくてはいけないわけですね。通常こういう検証の結果は、完璧にできてからお答えいただくのではなく、一定の期間後には、現在こういう手法でこんな方面から検証した結果、今はこうですというものは出していただくべきだと思います。それでその時期というのは、全員任期は6月末なのですか。

(事務局) 3月末の方がいらっしゃいます。

(F委員) ということであれば、一番先の方に合わせるのではなく、短い方に合わせないと意味がないということ、任期で考えるのなら。任期という考え方よりも、27年度に議論したので、提案に対して議論したのは11月なのだから、市もそれなりに動いていないといけない部分もあるわけで、どこまで検証したかを詰めるというよりも、ここまで検証した結果こうでしたというのは、年度内に報告があるのがひとつ目のシナリオだと思います。その先については、次期の委員会において次の委員に委ねるとというのが、通常の民主的な

議論の方法だと思えます。報告の方法なのですが、検証の進捗は集まって論ずる話でもなく、集まるということは説明を受けて議論が必要であったり、合議が必要な場合なので、私は事務局に説明にお越しいただくか文書をお送りいただければ結構かと思えます。

(会長) 期限の話で年度内ということでした。期限以外の文面についてはこれでよろしいですか。

(A委員) 延滞金について多くの保険者がとあるが、大阪府内ではすべてですよ。すべての市においてと表現を変更していただきたいと思えます。私はこれが非常に大きなインパクトだと思っていますので。

(会長) 大阪府内の他の保険者がということよろしいですか。

(A委員) 府内の他のすべてですよ。

(I委員) それは吹田市だけが課していないという言葉があるから、府内の保険者でいいんじゃないですか。

(A委員) 多くのというのは、どこというのがないじゃないですか。

(会長) 「多くの保険者が」を「大阪府内の保険者が」でどうですか。

(A委員) それでいいです。

(会長) ほかの文面についてよろしいですか。時期についてですが、年度内に報告をということでしたけれどいかがでしょうか。その考え方の元には方向性とか進捗状況とか、そういったものを報告していただいて、取扱いのあり方については次期に委ねると。今期はどこまで市が取組んでいるかについて報告してもらおうということですね。

(C委員) それでいいと思えますが、趣旨を文章にするとなるとどうなるかですが「検討結果は当運営協議会で報告されたい」でどうですか。「なお、平成28年3月末までに検討の経過を報告されたい」でどうですか。

(F委員) 報告をいただければ、会議を開く必要はないと思えますけれどね。

(会長) それでは「以上全庁的な検討を要する事項もあり、検討結果を当運営協議会で報告されたい。なお、平成28年3月までに、それまでの検討の経過を委員に報告されたい」でよろしいですか。

(異議なし)

(会長) それではこれを運営協議会の意見とします。事務局から何かありますか。

(事務局) もう少しお時間いただけますようよろしくお願いいたします。先ほどの委員要求資料の中で、D委員から国特別調整交付金の努力目標を示してほしいということがあったのですが、平成30年度の国保の広域化に関しまして、国特別調整交付金のあり方も来年度から大幅に変わる可能性があります。保険者支援のところが変わってきますので、今回の努力目標についてはお示しできませんということをお示しをD委員に御了承してもらえまして、報告させていただきます。もうひとつは、A委員から資料の18ページ、資料8で国民健康保険運営協議会の調査について御質問がございました。国民健康保険必携に記されている、この必携というのは各委員にお配りさせていただいているB5サイズの冊子なの

ですけれど、ここに記されている調査の内容とはどういうものかですが、国民健康保険運営協議会の委員個人が調査を行った時の費用負担等はどうなるのかという質問がございました。これにつきまして、国民健康保険必携の中にあります抜粋として、これらのことについて、専門的な知識を必要とする面や、実施上の技術的な問題もあり、きめ細かい運用をするためには、いきなり市町村議会に諮るより関係者による専門的な意見交換や調査を行われた方がいい面が多いと考えられます。国民健康保険の運営機関に必要な意見の交換や調査、審議さらに市町村への意見の具申等を行うために設けられたのが国民健康保険運営協議会ですと記されております。こちらの国民健康保険運営協議会における調査の考え方でございますが、（１）国保必携にある意見の交換や調査、審議さらに市町村への意見の具申等については、いずれも組織としての国民健康保険運営協議会の役割として示されたものであり、各委員が個別に行うものについて想定したものではありません。（２）運営協議会が専門事項について調査を行うにあたっては、市が運営協議会に調査事項を示して依頼を行うことが前提となります。（３）（２）の場合、調査に関する費用等でございますが、費用弁償が発生する場合があります。このようなことが想定される場合は、市はあらかじめ予算措置を行っていく必要がございます。（４）運営協議会に対し専門事項の調査、審議を依頼しているケースとしまして、神戸市において国民健康保険運営協議会に、専門事項を調査するための専門委員、専門事項を調査審議するための専門部会を置いている事例がございます。平成27年度において、神戸市が専門部会に対して調査審議を依頼した事項は、特定健診・特定保健指導の実施率の向上や、糖尿病等生活習慣病の重症化予防、個人の予防健康づくりに対するインセンティブというような保健事業に対する調査審議を依頼した事項がホームページにも載っておりました。

（A委員）私が調査したことについての質問ではなく、今後の運営協議会のあり方に一石を投じたつもりで言っているのですけれども、今の話だと市から依頼がない限りは調査ができないということになっているのですけれども、市から指示がされなかったらというのは、運営協議会の独立性という意味ではおかしいですよ。運営協議会でこういうことを調査しないとイケないということ、運営協議会が自主的に出したものについては、そういうものに対して調査費用は認めるべきでないかと思うのですが。市から依頼されなかったらできないというのは、どこに根拠があるのですか。決まりがあるのですか。

（事務局）国民健康保険運営協議会につきましては、市長の附属機関ということになっておりまして、まず市からの依頼が前提になります。ただ、こういう調査が必要ではないかと御議論をいただき、それは運営協議会全体で調査が必要ではないかという話になった場合に、御提案をいただいて、それについて調査をしてもらいましょうというのは当然あり得ると思っておりますけれども、まず個人の方がいろいろな調査をされたことについて、我々も資料を出しますから、それに付随する調査もあると思うのですけれども、その部分については、申し訳ございませんが報酬の範囲でお願いしたいと考えています。

（A委員）委員会ではないとイケないというものについてはどうなのですか。委員会で問

題を提起し、委員会が必要と決めた時は対象になるのですか。個人のものわかりました。委員会で調査をしないといけないのではないかということについては、いいということですか。

(事務局) 委員会の総意で、こういう調査が必要ではないかと言われた時には、それを受けて私どもが調査依頼をすることはあり得るだろうということです。

(A委員) 今後皆さんには調査していただきたいと思います。大事なことです。

(会長) ほかに事務局から何かございますか。

(事務局) 今回御審議いただきました条例につきましては、まだ政令が出ておりません。議会に提案する前提としては、政令が一定の時期までに出るということが必要になってくる可能性が非常に高いので、政令が出次第、所定の手続きを取らせていただくということで御承認いただきたいと思います。

(会長) それではこれで会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。